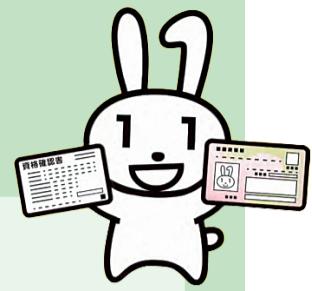


健康保険証に代わる資格確認書などの発送



法改正により令和6年12月2日以降、健康保険証が新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

これに伴い、国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入しているかたに、資格確認書または資格情報のお知らせ(資格情報通知書)をお送りします。

健康保険証の有効期限が切れた後は、マイナ保険証または資格確認書を使って医療機関などを受診してください。

国民健康保険に加入しているかた

いずれかを7月11日に発送します。

マイナ保険証を持っていないかた ➔ 資格確認書

マイナ保険証を持っているかた ➔ 資格情報のお知らせ

マイナ保険証を持っていて配慮が必要なかたには、申請により資格確認書を交付します。申請については区Webをご覧いただくか、お問い合わせください。



後期高齢者医療制度に加入しているかた

マイナ保険証の保有の有無にかかわらず、全てのかたに資格確認書を7月15日に発送します。

資格確認書(カード)



加入者の健康保険情報が記載されたカードです。資格確認書のみで医療機関などの受診ができます。国民健康保険はサーモン色、後期高齢者医療制度は藤色です。

資格情報のお知らせ(A4紙)



医療機関などのカードリーダーが使えない時にマイナ保険証と一緒に提示するためのものです。資格情報のお知らせのみでは医療機関などの受診はできません。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録の方法

マイナンバーカードを健康保険証として使うためには、初回のみ登録が必要です。マイナ保険証を利用すると、手続きなしで高額医療の限度額を超えた支払いが免除されるなどのメリットがあります。

登録方法はこちら >>>



マイナ保険証の登録状況の確認

マイナンバーカードをお持ちのかたの健康保険証の利用登録状況は、マイナポータルで確認できます。

マイナポータルははこちら >>>



マイナンバーカードの健康保険証利用を詳しく知りたいかたは

厚生労働省Web

マイナンバーカードの健康保険証利用について



マイナンバー総合フリーダイヤル

(☎0120-95-0178)

受付時間 9:30~20:00(土・日曜日、祝・休日は17:30まで)

【国民健康保険】は国保年金課資格賦課係(☎5722-9810、FAX5722-9339)、後期高齢者医療制度は国保年金課後期高齢者医療係(☎5722-9838、FAX5722-9339)

お知らせ

自転車の交通違反に反則金が科されます

自転車に対する交通反則通告制度(「青切符」による取り締まりを行う反則金制度)が、令和8年4月1日から施行されます。取り締まりの対象年齢は16歳以上です。



青切符とは

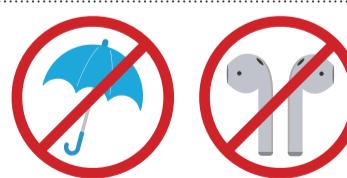
比較的軽微な交通違反をした時に警察官から渡される交通違反告知書です。青い紙であることから、青切符と呼ばれます。反則金を納めなかった場合、刑事処分の対象になることがあります。

〈主な交通違反と反則金〉

- 携帯電話使用などのながら運転(12,000円)
- 信号無視(6,000円)
- 車道の逆走、歩道通行^(*)(6,000円)
- 一時不停止(5,000円)
- 傘差し、イヤホン運転(5,000円)



自転車も車の仲間だよ。お出掛けの際は、交通ルールを守って安全に走行しよう!



区交通安全キャラクター「トラフィ」

※歩道通行可の標識がある場合や、交通状況上車道の通行が危険な場合などは除く

【土木管理課交通安全係】(☎5722-9442、FAX5722-9636)、【目黒警察署】(☎3710-0110、FAX3710-0120)、【碑文谷警察署】(☎3794-0110、FAX3794-0900)